

# 柏原駅東地区まちづくり実現化方策検討業務プロポーザル実施要領

本実施要領は、柏原市（以下「本市」という。）の柏原駅東地区まちづくり実現化方策検討業務の事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

## 1 目的

市民、民間事業者、行政等がまちの将来像を共有し、協働してまちづくりを行うために策定した『柏原駅東地区まちづくり基本構想』の実現化に向け、都市整備に関するハード面と、市街地の活性化に関するソフト面の具体的な取組み内容の検討を行うことを目的とする。

検討を行うにあたっては、市民参加型のワークショップ開催等による意見反映をはじめとして、民間事業者等と地域活性化に向けた施策や整備事業に関しての対話を行い、実現化の効果を検証するために社会実験を行うなど、官民連携による協働のまちづくりを推進します。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 柏原駅東地区まちづくり実現化方策検討業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 柏原駅東地区まちづくり実現化方策検討業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日翌日から令和8年3月26日まで
- (4) 上限提案価格 15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）  
なお、各年度における支払限度額は、次のとおりとする。  
令和6年度 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）  
令和7年度 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 主な関連計画 柏原市都市計画マスタープラン  
柏原市民文化センター長寿命化改修工事基本構想  
柏原市バリアフリー基本構想  
柏原市地域防災計画  
柏原市強靱化地域計画  
柏原市空家等対策計画

## 3 担当部署

- (1) 名称 柏原市 都市デザイン部 都市政策課
- (2) 住所 〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号
- (3) 電話番号 072-972-1597
- (4) FAX 072-972-1541
- (5) 電子メールアドレス [toshiseisaku@city.kashiwara.lg.jp](mailto:toshiseisaku@city.kashiwara.lg.jp)

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

- (1) 柏原市建設工事請負業者選定要綱（平成 23 年 4 月 1 日制定）及び柏原市測量・建設コンサルタント等業務及び物品購入・役務提供等業者選定要綱（平成 23 年 4 月 1 日制定）に基づく入札参加資格を有していること。
- (2) 柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成 31 年 3 月 29 日制定）に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていないこと。
- (3) 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年 12 月 20 日 条例第 27 号）に基づく入札等排除の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。  
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による更生計画について、裁判所の認可決定の確定を受けた者を除く。
- (6) ISO9001又はJISQ9001（品質マネジメントシステム）の認証を有していること。
- (7) 過去10年（平成26年度～令和5年度）において、以下ア～ウのいずれかの業務履行完了実績を有していること。
  - ア.まちづくり基本計画又は基本構想の策定に関する業務
  - イ.まちづくり方針の実現化手法の検討に関する業務
  - ウ.エリアマネジメントの実現に向けた支援に関する業務
- (8) 配置を予定する管理技術者、照査技術者、主任技術者は、下記に記載する資格を有している者とする。なお、各技術者（管理・照査・主任）は兼任できないこととし、参加申込書の提出日を基準に3カ月以上の雇用関係にあるものとする。  
また、本プロポーザルの審査後において、配置予定技術者の途中交代は、原則認められないが、真にやむを得ない事情がある場合は、同等の能力・実績を有している技術者を配置すること。
  - 管理技術者は、以下ア～ウのいずれかの資格を有していること。
    - ア.技術士（建設部門—都市及び地方計画）
    - イ.技術士（総合技術監理部門—建設、都市及び地方計画）
    - ウ.RCCM（都市計画及び地方計画）
  - 照査技術者は、以下ア～ウのいずれかの資格を有していること。
    - ア.技術士（建設部門—都市及び地方計画）
    - イ.技術士（総合技術監理部門—建設、都市及び地方計画）
    - ウ.RCCM（都市計画及び地方計画）
  - 主任技術者は、以下ア～ウのいずれかの資格を有しており、かつ認定都市プランナーまたは認定准都市プランナーの登録を受けている者とする。
    - ア.技術士（建設部門—都市及び地方計画）
    - イ.技術士（総合技術監理部門—建設、都市及び地方計画）
    - ウ.RCCM（都市計画及び地方計画）

## 5 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者(以下、「参加表明者」という。)は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに参加申込書を提出しない者又は参加資格要件を満たさないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

※本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、本市WEBページからダウンロードが可能。

### (1) 提出書類

- ア. 参加申込書 (様式1)
- イ. 会社概要書 (様式2)
- ウ. 参加資格確認書 (様式3)
- エ. 配置予定技術者調書 (様式4-1、4-2、4-3)
- オ. 実施体制表 (様式5)

### (2) 参加申込書受付期間

令和6年6月7日(金)から令和6年6月24日(月)17時まで

### (3) 提出方法

持参又は郵送(必着)とする。

### (4) 提出先

本実施要領3の担当部署

### (5) 提出部数

- ア. 正本1部 (入札参加資格者名簿登録時に届出のある印を押印したもの)
- イ. 副本1部 (正本の写し)

※上記(1)の提出書類のア～オの順序で製本し、A4フラットファイルに綴じて提出すること。

### (6) 参加資格審査

令和6年6月28日(金)に参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。

## 6 実施スケジュール

項 目		日 程
1	公募開始(参加申込書の提出受付開始)	令和6年6月 7日(金)
2	質問受付開始	令和6年6月 7日(金)
3	質問受付締切	令和6年6月14日(金)
4	質問への最終回答	令和6年6月19日(水)
5	参加申込書の提出受付締切	令和6年6月24日(月)
6	参加資格審査の結果通知	令和6年6月28日(金)
7	企画提案書の受付開始	令和6年7月 1日(月)
8	企画提案書の受付締切	令和6年7月16日(火)
9	プレゼンテーション審査	令和6年7月25日(木)
10	審査結果通知	令和6年7月31日(水)
11	契約締結	令和6年8月上旬頃

## 7 質問及び回答

### (1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加申込、企画提案（業務実施に係る質問を含む。）に関する事項に限るものとし、評価及び審査、提案内容に関する質問は受け付けない。

### (2) 質問受付終了

令和6年6月14日(金)17時まで

### (3) 質問方法

質問書（様式6）を使用して、電子メールで質問すること。

※電子メール以外の質問は受け付けない。

※電子メールの標題は、以下のとおりとすること。

- ① 参加申込に関する質問：（業務名）参加申込に関する質問
- ② 企画提案に関する質問：（業務名）企画提案に関する質問

※電子メールには、会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

### (4) 質問先

本実施要領3の担当部署

※送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。

### (5) 回答方法

回答は本市ウェブサイト順次公開し、令和6年6月19日(水)18時を最終の更新とする。

※参加表明者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

※回答は、本実施要領及び業務仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

## 8 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、次により企画提案の書類を提出すること。

### (1) 企画提案

#### ア. 提案書表紙（様式7）

※入札参加資格者名簿登録時に届出のある印を押印したもの。

#### イ. 提案書（任意様式）

仕様書の目的、業務内容を踏まえ、次のA～Gの事項について具体的な取組み内容、業務の履行方法、得られる効果や活用方法等について記載すること。

- A 実施方針・実施体制・業務工程
- B 市民意向把握
- C サウンディング調査の実施
- D 社会実験の企画支援及び実施運営支援
- E まちづくりの具体的な取組み施策の検討
- F まちづくりの実現化方策の検討
- G まちの将来像作成方法

#### ウ. 見積書（様式8）

※見積書は、消費税及び地方消費税を含む価格とすること。

※積算根拠となる内訳書、単価表等は任意様式でも可とする。

### (2) 作成上の留意点

ア. A4フラットファイルで提出すること。

イ. 文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上とすること。

ウ. 文字を補完するための写真、イラスト等の使用は任意とする。

エ. 提案書等の印刷の色は任意とする。

オ. 上記（1）イの提案書の枚数は、片面 12枚までとし、縦・横の形式は問わない。

また、片面におけるサイズはA4サイズ又はA3サイズとする。

ただし、A3サイズで提案書を作成する場合は、片面2枚として計上する。

カ. 事業者と特定できるような表現や企業名は提案書に用いないこと。ただし、正本については企業名等の表記を行うこと。

キ. 使用する言語は日本語とする。

### (3) 提出期間

令和6年7月1日(月)から令和6年7月16日(火)17時まで

### (4) 提出方法

持参又は郵送(必着)とする。

### (5) 提出先

本実施要領3の担当部署

### (6) 提出部数

ア. 正本1部（入札参加資格者名簿登録時に届出のある印を押印したもの）

イ. 副本9部（正本の写し）

ウ. CD-R1枚（正本をPDF形式で保存したもの）

## 9 辞退届の提出

本プロポーザルの参加を辞退する者は、速やかに電話連絡の上、辞退届（様式9）を本実施要領3の担当部署へ直接持参し、提出すること。

## 10 提案書の審査及び審査結果の通知

### (1) 審査方法

「柏原駅東地区まちづくり実現化方策検討業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において審査を行う。提案書とプレゼンテーション等の内容を審査した結果、総合得点が最も高い提案者を契約の相手方の候補者として決定する。

ただし、審査の総合得点が5割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

※総合得点が最も高い提案者が同点で2者以上となった場合は、評価基準表の「具体的な取組み施策の検討について」及び「実現化方策の検討について」の合計点数が最も高い提案を行った者を候補者とする。また、この場合においても同点であった場合は、見積額が安価であった者を候補者とする。

### (2) 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行って選定の可否を決定する。

ただし、前項(1)のとおり、審査の総合得点が5割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

### (3) プレゼンテーション審査

全提案者に対し、提案内容のプレゼンテーション審査を実施し、提案書とプレゼンテーションの内容を合わせて審査を行う。

#### ア. 実施日時等

実施日は令和6年7月25日(木)とする。

※実施時間や場所等の詳細については、別途通知する。

#### イ. プレゼンテーション方法

1者が行う提案者のプレゼンテーションの持ち時間は、提案20分、質疑応答10分、計30分とする。提出した提案書の内容をもとに簡潔に説明すること。

なお、出席者数は予定の管理技術者を含む3名までとする。

また、提出した提案書の範囲内で様式の異なる資料を配付することは認めるが、新たな資料の配付は認めない。

映像等のモニター出力によるプレゼンテーションを可とし、HDMI端子を有したモニターは本市が用意する。パソコンその他の機器は提案者が用意すること。

### (4) 審査結果の通知

令和6年7月31日(水)に全提案者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

## 1 1 評価基準

別紙の評価基準表を参照

## 1 2 その他の留意事項

- (1) 提案者からの提案は1案とする。
- (2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加表明者又は提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加を無効とする。
  - ア. 本実施要領4の参加資格要件を満たさなくなった場合
  - イ. 財務規則を含む関係法令等に違反した場合
  - ウ. 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
  - エ. 必要な提出書類が揃っていない場合
  - オ. 必要事項の未記入及び押印漏れがある場合
  - カ. 提出書類及び提案内容に虚偽があった場合
  - キ. 見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が上限提案価格を超える場合
  - ク. 見積書と内訳書が一致しないなど、提出書類の記載事項に重大な不足や不備がある場合
  - ケ. その他、本実施要領の記載事項を遵守しない場合
- (6) 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。
- (7) 本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するため、詳細な仕様は、本業務の契約締結後に本市と事業者が協議を行った上で定めるものとする。
- (8) 審査に対する異議申立てはできないものとする。